

令和 8 年

西条市議会第 2 回 2 月臨時会提出議案書

西 条 市



## 目 次

議案第 2 号	令和7年度西条市一般会計補正予算（第11回） の専決処分について . . . . .	1
議案第 3 号	西条市ウイングサポートセンター設置及び管理 条例の一部を改正する条例について . . . . .	3
報告第 2 号	市道吉田田野線の道路の段差による転倒事故に 伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分 について . . . . .	9
報告第 3 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について . . . . .	13



議案第 2 号

令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 1 1 回）の専決処分について

令和 7 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

## 提案理由

令和8年1月23日に衆議院が解散されたことにより、令和8年2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙に対応するため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

## 関係法令

### 地方自治法

#### (専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 3 号

西条市ウイングサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市ウイングサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市ウイングサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市ウイングサポートセンター設置及び管理条例（平成23年西条市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 特別な支援を要する子ども及びその家族の総合的、一元的な支援を図るため、次のとおりウイングサポートセンターを設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部ウイングサポートセンター</td> <td>西条市神拝甲324番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 センターの開館時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>西部ウイングサポートセンター</u></p>	名称	位置	東部ウイングサポートセンター	西条市神拝甲324番地2	(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 特別な支援を要する子ども及びその家族の総合的、一元的な支援を図るため、次のとおりウイングサポートセンターを設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部ウイングサポートセンター</td> <td>西条市大町68番地6</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日 <u>(第4日曜日を除く。)</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 センターの開館時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後7時まで</u></p> <p>(2) <u>土曜日及び第4日曜日 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>センター</u></p>	名称	位置	東部ウイングサポートセンター	西条市大町68番地6	(略)	
名称	位置												
東部ウイングサポートセンター	西条市神拝甲324番地2												
(略)													
名称	位置												
東部ウイングサポートセンター	西条市大町68番地6												
(略)													

を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 西部ウイングサポートセンターの使用の許可を受けようとする者が、西部ウイングサポートセンターに特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 (略)

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、西部ウイングサポートセンターの使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

5 (略)

(使用料)

第7条 西部ウイングサポートセンターの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、西部ウイングサポートセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(損害賠償の義務)

第12条 使用者(この条において単に入館する者も含む。)は、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い損害を賠

を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 センターの使用の許可を受けようとする者が、センターに特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 (略)

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1)～(5) (略)

5 (略)

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(損害賠償の義務)

第12条 使用者\_\_\_\_\_は、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い損害を賠

償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

令和8年度から東部ウイングサポートセンターを西条市総合福祉センター内に移転するとともに、ウイングサポートセンターの休館日等を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。



報告第 2 号

市道吉田田野線の道路の段差による転倒事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

市道吉田田野線の道路の段差による転倒事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

西条市長 高橋 敏 明

専決第 1 号

専決処分書

市道吉田田野線の道路の段差による転倒事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 14 日

西条市長 高 橋 敏 明

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方のけが及び車両等の物損に対する治療関係費、慰謝料及び物損補償費を、道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

治療関係費等に係る額 金 309,068 円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

市道吉田田野線の道路の段差による転倒事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第3号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月16日提出

西条市長 高橋敏明

専決第2号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月16日

西条市長 高橋敏明

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の住宅壁面の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

住宅壁面の損害に係る額 金 51,700 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

消防団車両に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。